

インターネット公有財産売却に伴う落札後の手続き

落札者の決定から物件の引渡しまでの手続きの詳細及び必要な様式は、次の項目ごとにご確認ください。

1. 落札者の決定

入札期間終了後、日田市において開札を実施します。

その結果、入札金額が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。

ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、自動抽選で落札者を決定します。

落札者には、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨を電子メールでお知らせします。落札者は、日田市ホームページ 官公庁オークションの「[インターネット公有財産売却落札後の注意事項](#)」の内容を再度、ご確認ください。

落札結果については、落札者のログインIDと落札価格をK S I 官公庁オークション 売却システムの「日田市公有財産売却の物件詳細画面」のページ上に一定期間公開します。

2. 契約の締結

日田市から落札者に対して、電子メールなどで契約締結に関する手続きのご案内をします。手続きについては次のとおりです。

(1) 契約書の提出

売買契約書（自動車の場合は自動車売買契約書）を2部送付しますので、必要事項を記入・実印を押印し、印鑑登録証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）と併せて契約の締結期限までに、日田市総務部契約検査室用度係へ持参または郵送してください。その後、売買契約書1部を落札者に送付し、1部を日田市が保管します。

注意1：提出された書類は、一切返却いたしません。

注意2：後日、虚偽又は不正の書類であったことが判明した場合は、入札がなかったものとして取扱います。

注意3：契約書等の郵送に伴う郵送料は、落札者の負担となります。

(2) 契約保証金の納付

契約に際し、契約保証金を納付してください。契約保証金は、売却物件ごとの予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額となります。

なお、落札者が納付した入札保証金は契約保証金に充当しますので、「契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書」を提出してください。

(3) 売却の決定の取消し

落札者が契約締結期限までに契約をしなかった場合や、公有財産売却の参加仮申し込みの時点で18歳未満の方など、公有財産売却に参加できない者の場合は、売却の決定を取り消します。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転せず、落札者が納付した入札保証金は没収します。

なお、没収された入札保証金は損害金として日田市に帰属し、落札者へ返還しません。

※様式等は、日田市ホームページ 官公庁オークションの「様式集」のページからダウンロードしてください。

3. 売却代金の納付

売却代金は、落札金額からすでに納付されている契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

売却代金の納付は次のどちらかの方法により、代金納付期限までに手続きを行なってください。
納付方法については、事前に日田市総務企画部契約検査室用度係にご連絡ください。

(1) 納付通知書による納付

日田市から売却代金を記載した納付通知書を送付しますので、通知書裏面に記載の納付場所にて納付の手続きを行なってください。

(2) 銀行口座への振込み

日田市が指定する銀行口座に売却代金の振込みを行なってください。

振込みに伴う手数料は、落札者の負担となります。

※売却代金の納付後は日田市総務企画部契約検査室用度係に領収書の写しを提出（持参、郵送、FAX）してください。

注意：日田市は、領収書の写しの提出等で売却代金の納付を確認します。代金納付期限までに売却代金の納付が確認できない場合、落札者が事前に納付された契約保証金は没収します。没収した契約保証金は日田市に帰属し、落札者へ返還しません。

4. 物件の引渡し

物件の引渡しは、自動車と自動車以外の物品では手続きが異なります。次の項目ごとにご確認ください。

(1) 自動車の場合

- ① 所有権は、落札者が売却代金の納付を完了した時点で落札者に移転します。
- ② 日田市から登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）等の書類を送付いたします。
書類を受け取ったら、「公有財産（自動車）移転登録等書類受領書」を日田市総務企画部契

約検査室用度係へ持参または郵送してください。

③ 物件の引渡しの日時については、日田市と協議し決定します。

④ 引渡しに際し、仮ナンバープレートが必要な場合は、落札者において準備しておいてください。

◆すでに一時抹消登録手続きを行い、ナンバープレートは返納しています。

⑤ 日田市が指定した場所で物件の引渡しを受ける際は「公有財産受領書」を日田市総務企画部契約検査室用度係へ持参してください。

⑥ 落札された自動車は、一次抹消登録となっていますので、引渡し後 30 日以内に落札者が自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所において、速やかに車検及び登録手続き等を行ってください。また、登録が確認できる書面（自動車検査証、輸出予定届出証明書または廃車証明書等の写し）を日田市に提出してください。一時抹消のまま車両を保管しないでください。
費用については落札者の負担となります。

※様式等は、日田市ホームページの当該ページ、「様式集」からダウンロードしてください。

(2) 自動車以外の物品の場合

① 所有権は、落札者が売却代金の納付を完了した時点で落札者に移転します。

② 物件の引渡しの日時については、日田市と協議し決定します。

③ 日田市が指定した場所で引渡しを受けたときに、「公有財産受領書」を日田市総務企画部契約検査室用度係へ持参または郵送してください。

5. 引渡しに関する共通注意事項

◆すべての物件に共通していますので、必ずご確認ください。

注意 1：引渡しまでの間に日田市の責任によらない物件の破損や焼失などが起こった場合、日田市に対する代金減免等の請求はできません。

注意 2：物件の移動は、落札者自身でお願いします。物件の輸送等が必要な場合は落札者で手配し、費用を負担してください。

注意 3：物件の登録等は落札者自身で行い、費用は落札者が負担してください。

注意 4：物件は現状有姿にて引渡します。引渡し後の不備や故障、隠れた不備欠陥等を発見しても一切補償できません。

注意 5：代理人による引渡しを希望される方は「委任状」が必要です。委任状を提出する場合は「委任者」及び「受任者」の公的機関が発行する本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し（法人の場合は登記事項証明書の写し）を提出してください。

このページについてのお問い合わせ

日田市総務企画部契約検査室用度係

電話番号：0973-22-8628 FAX番号：0973-22-8253